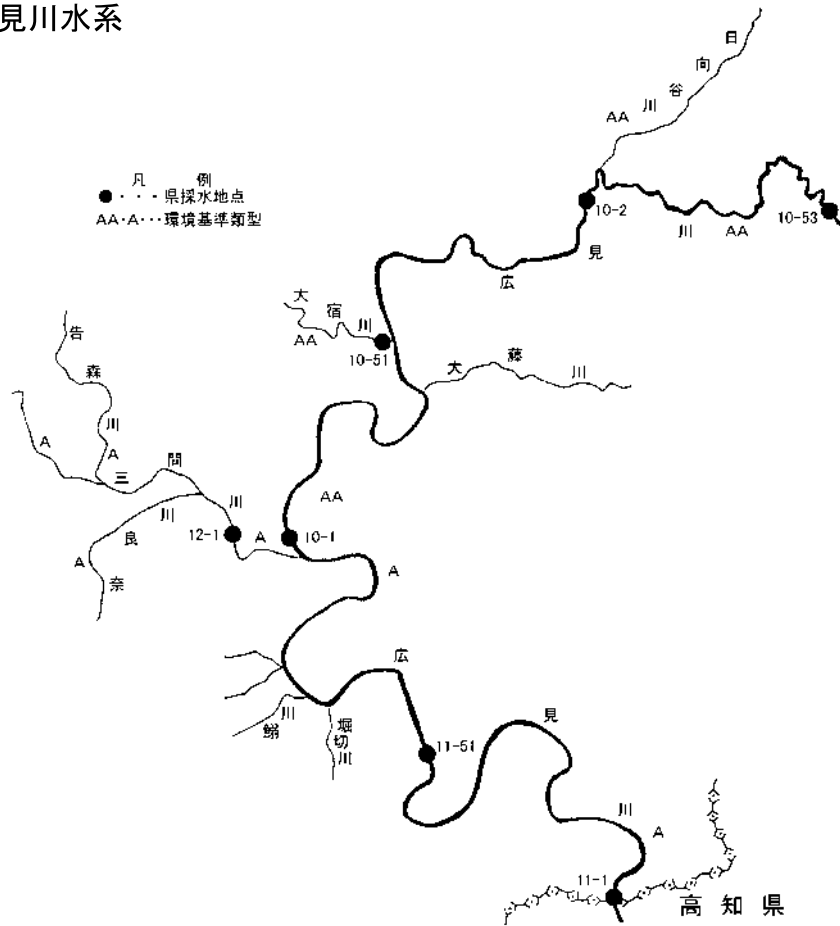
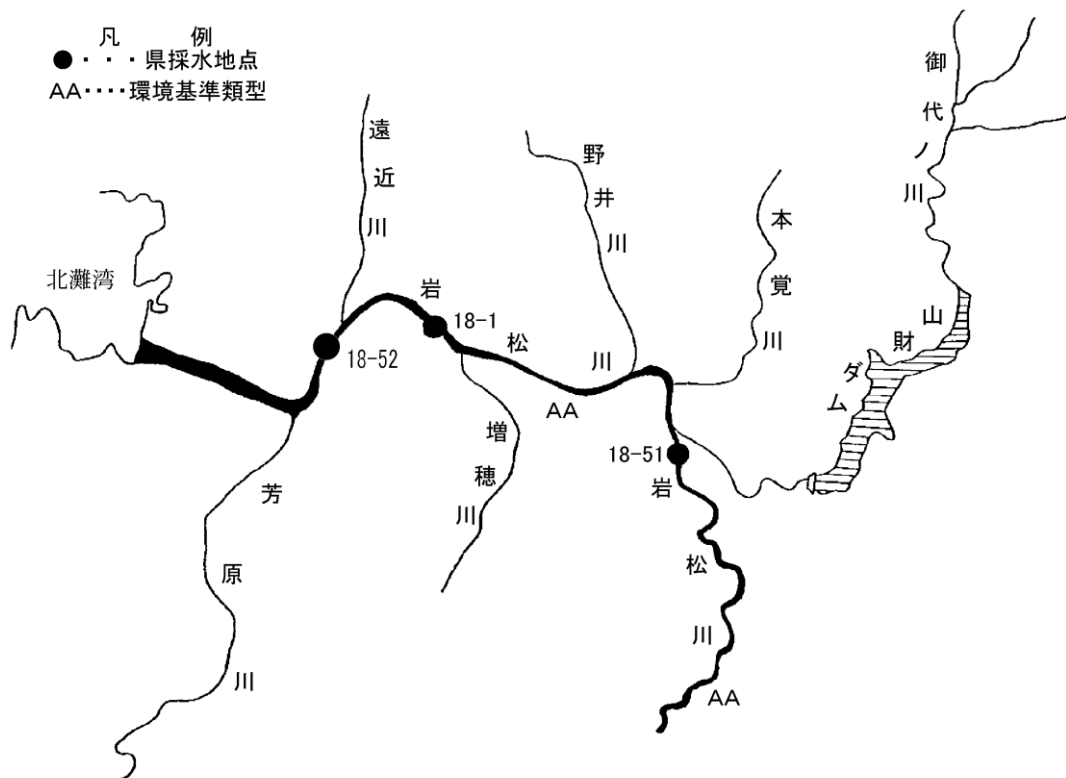


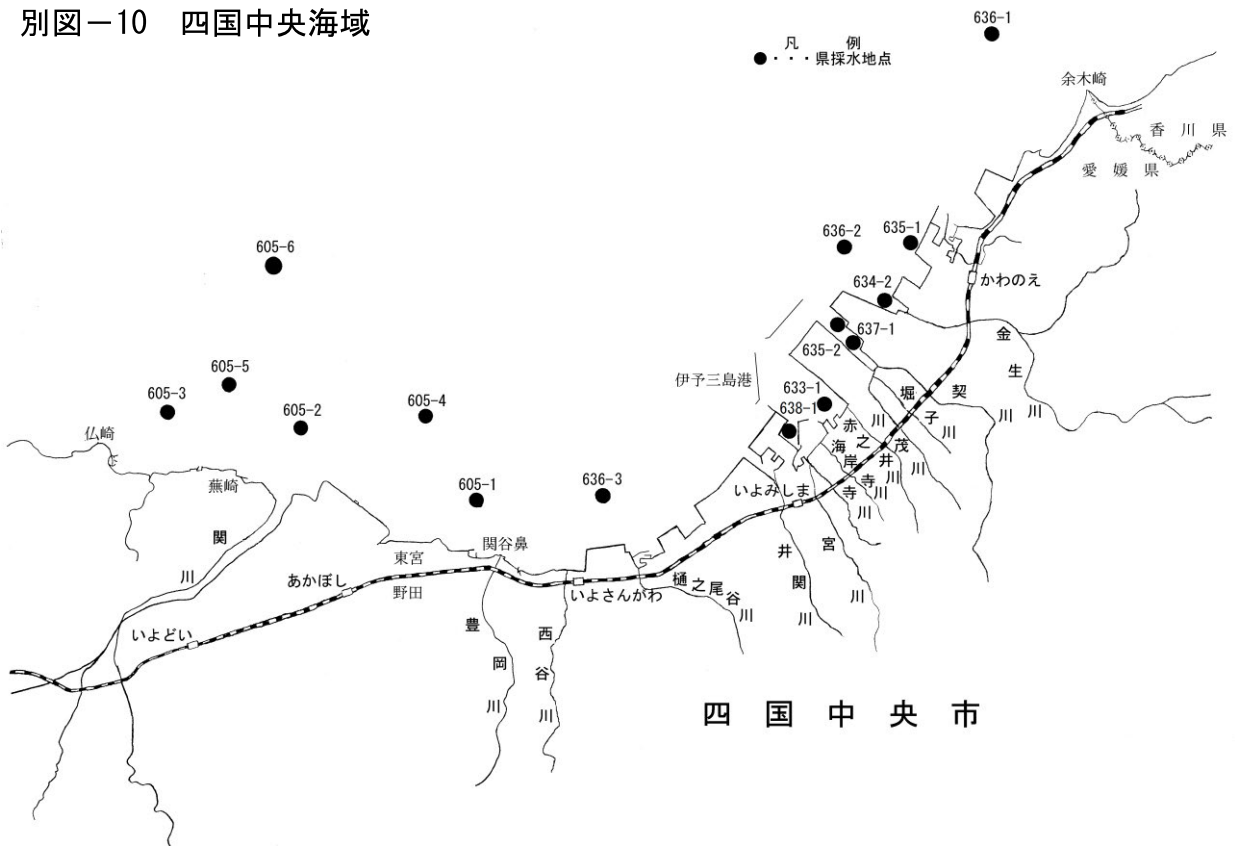
別図－8 広見川水系



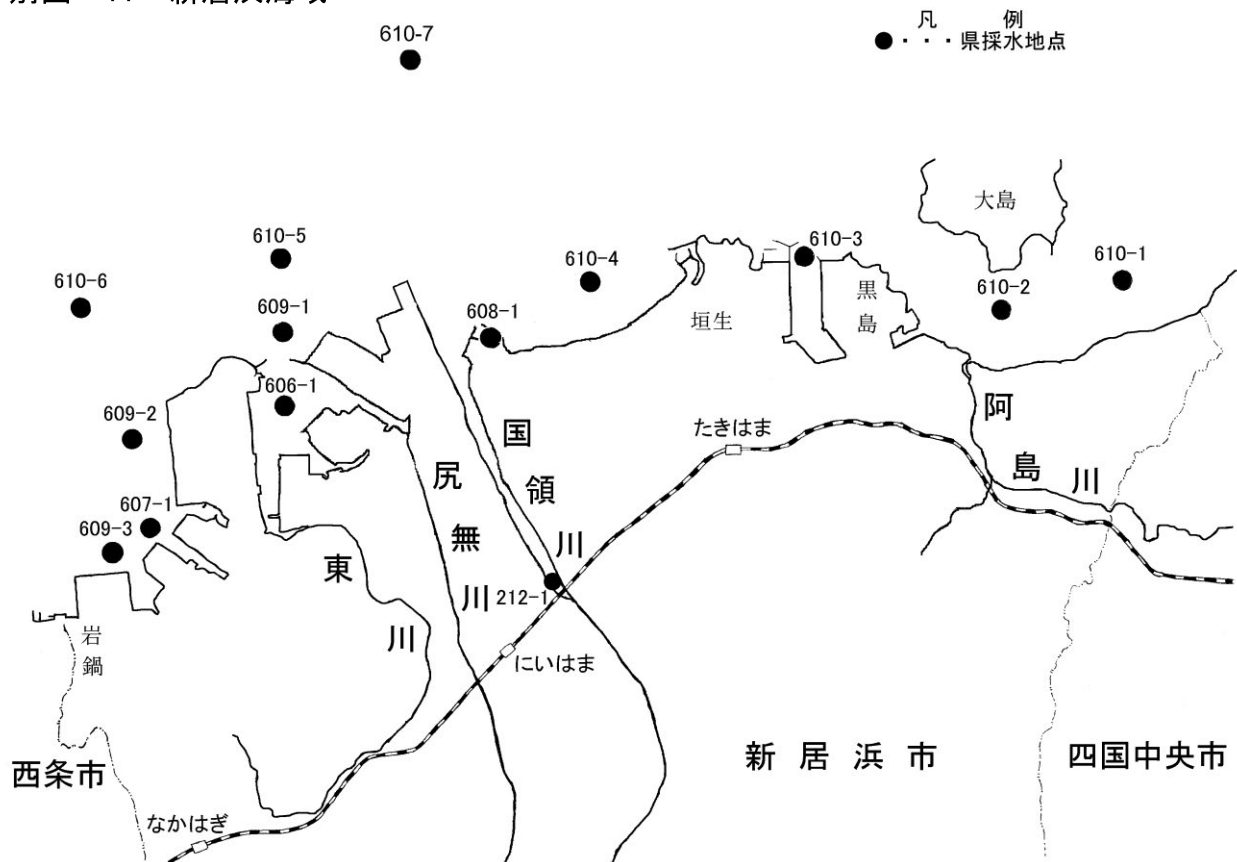
別図－9 岩松川水系



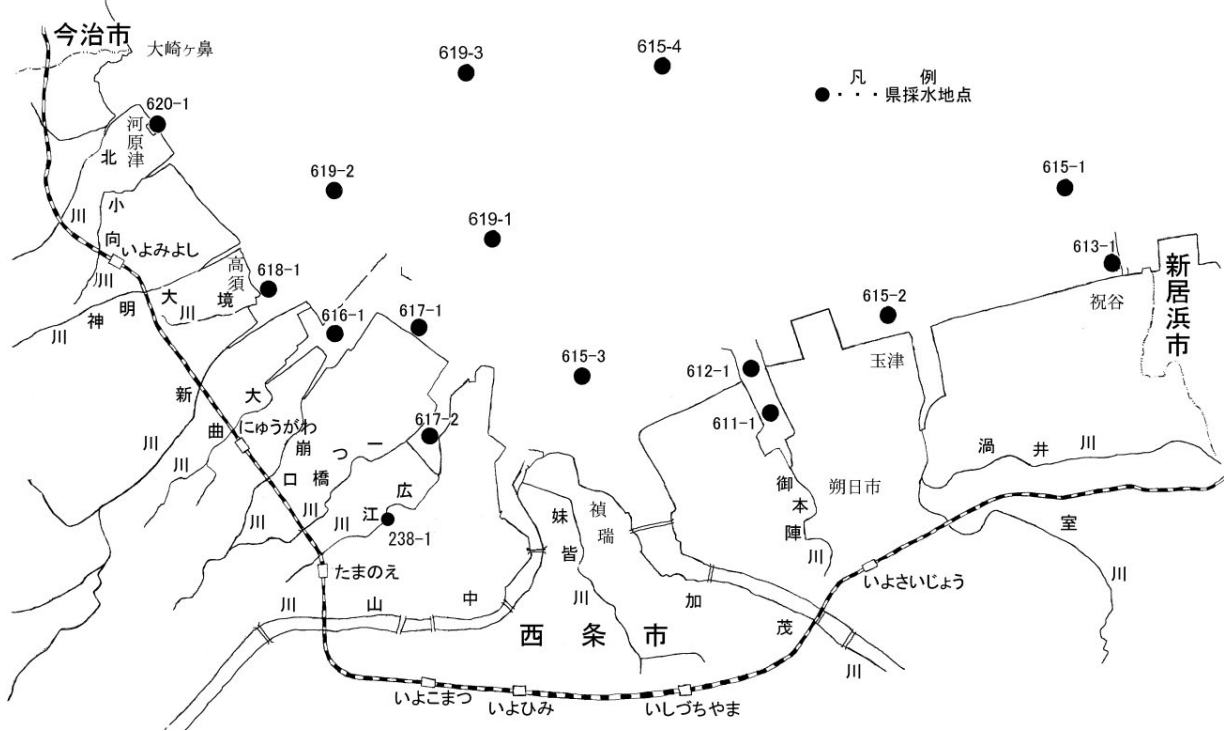
別図-10 四国中央海域



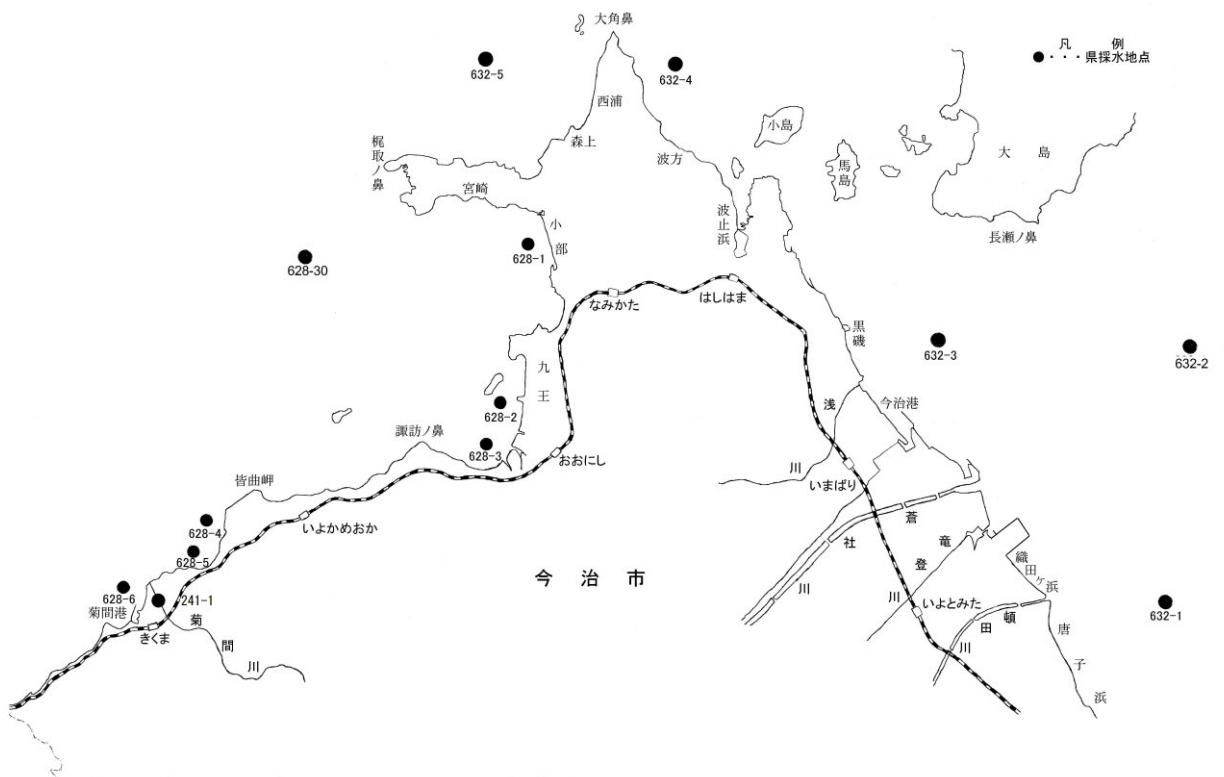
別図-11 新居浜海域



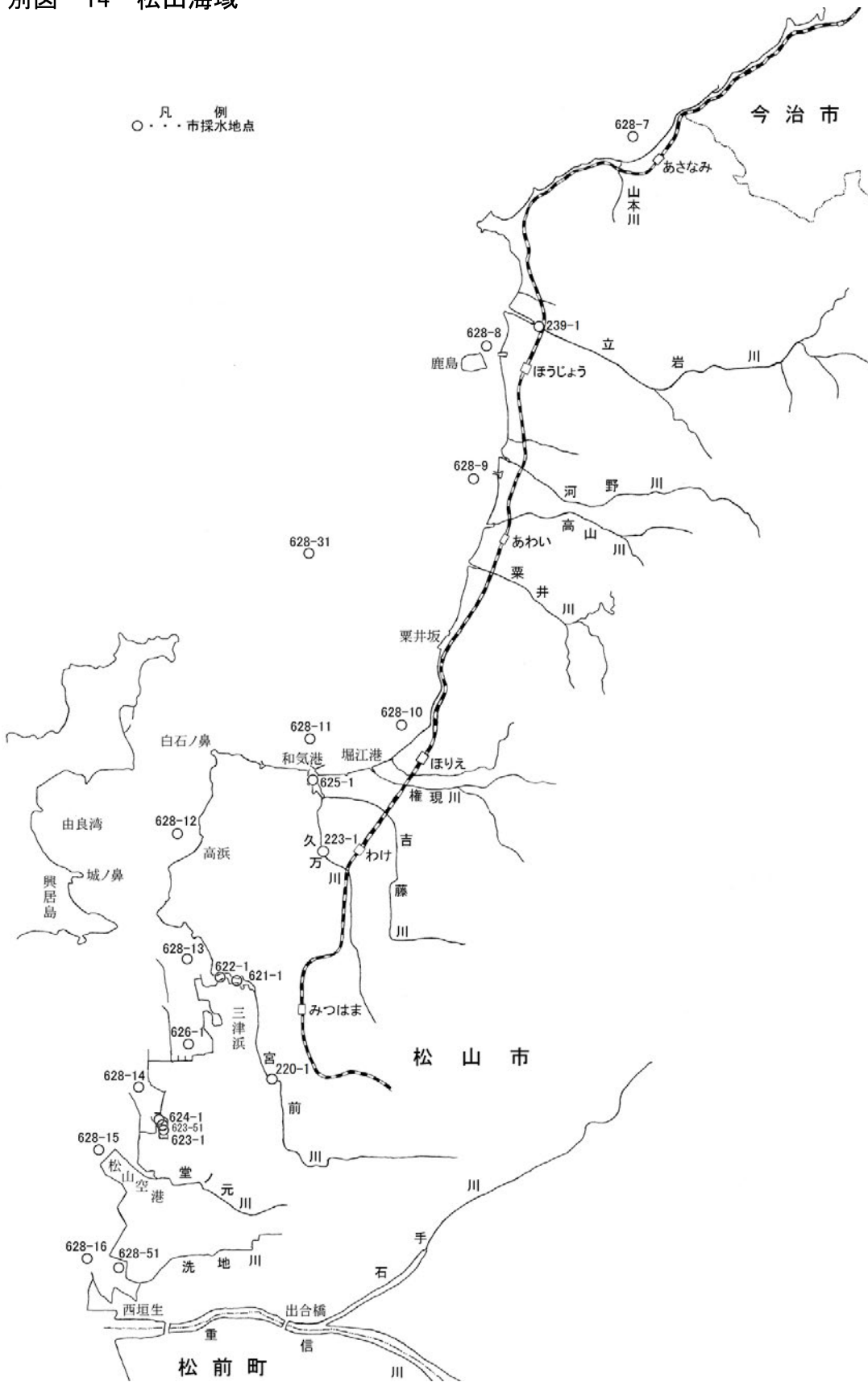
別図-12 西条海域



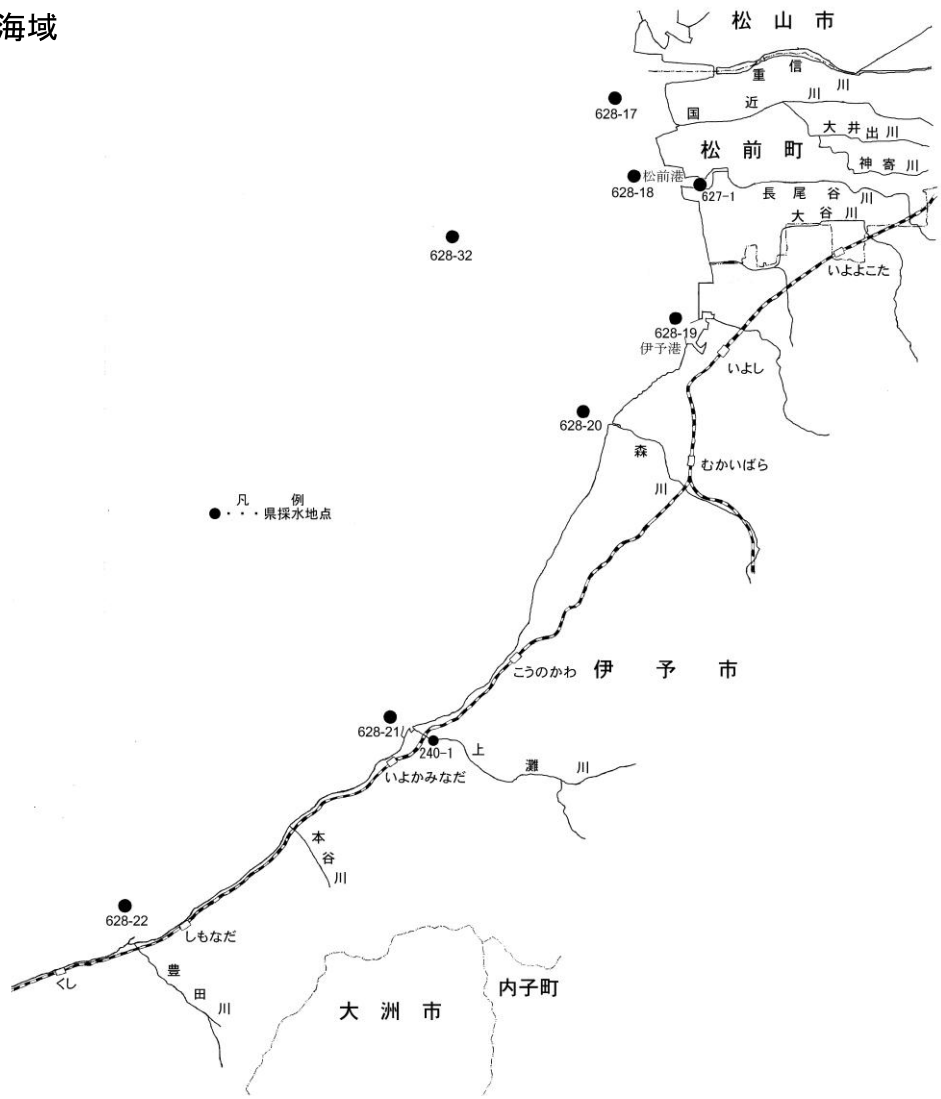
別図-13 今治海域



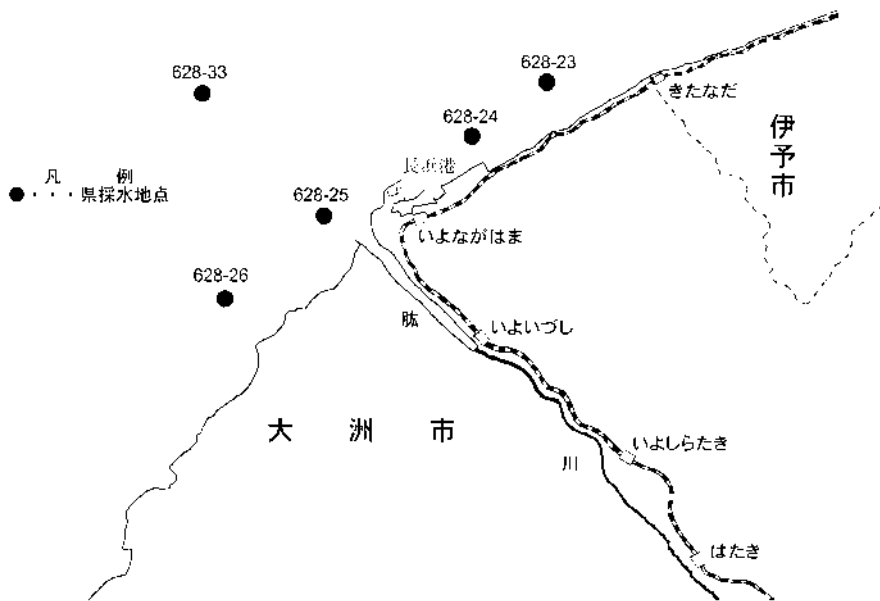
別図-14 松山海域



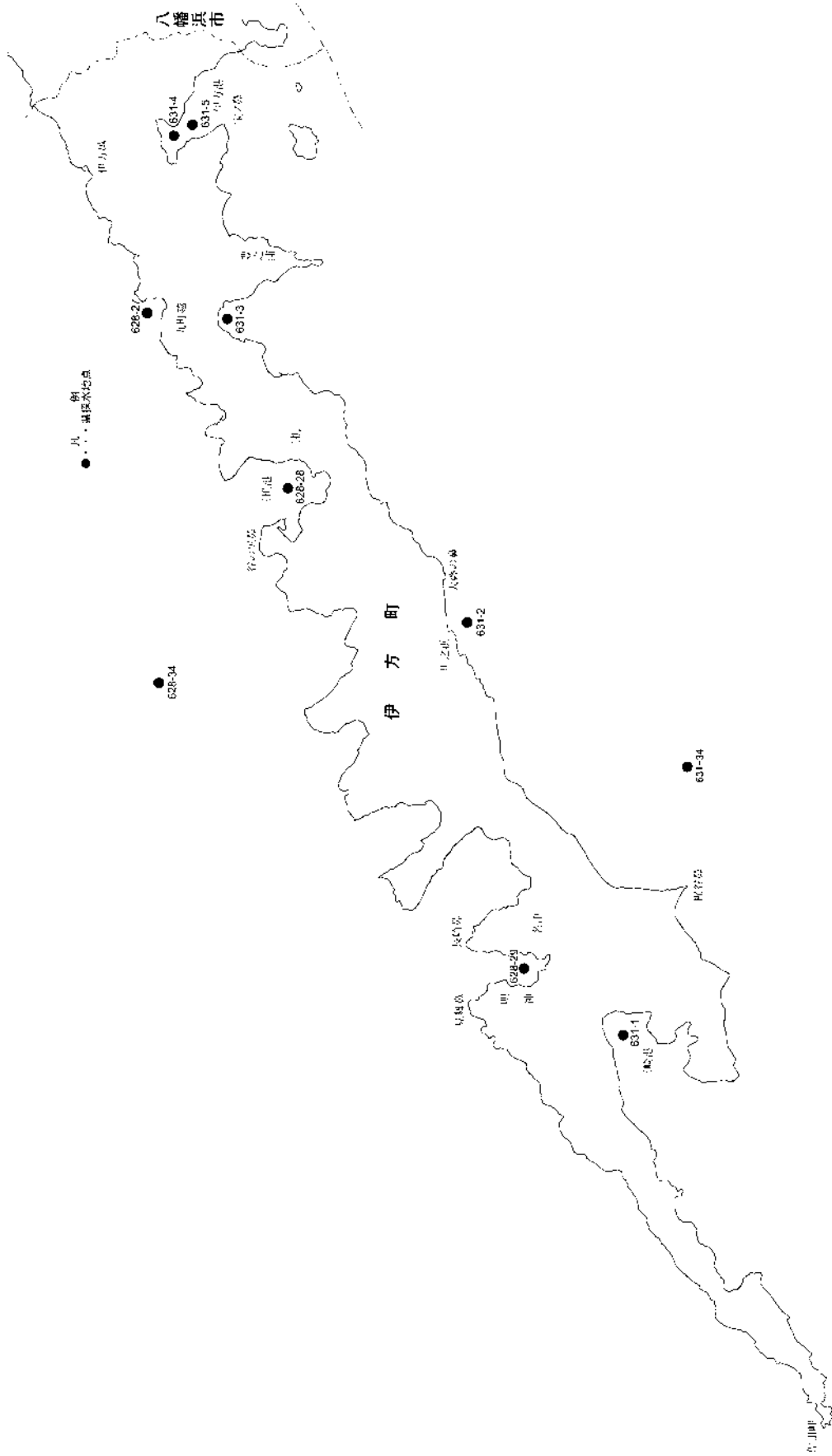
別図-15 松前・伊予海域



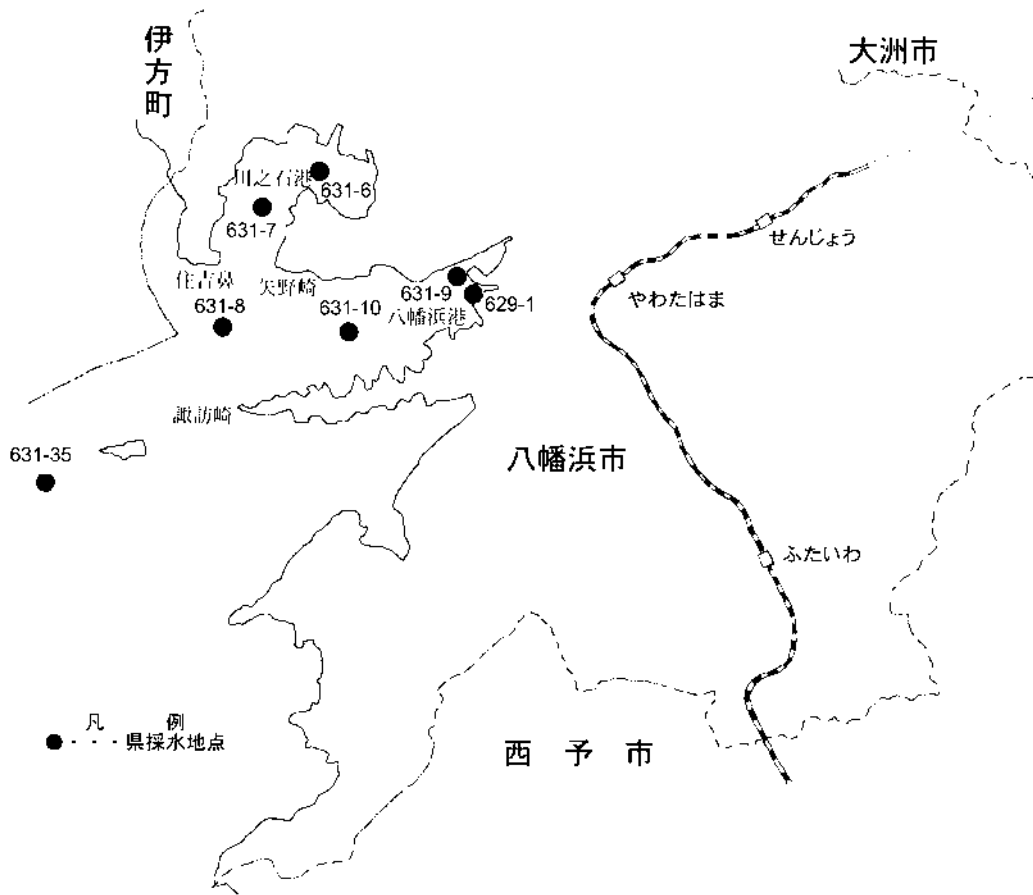
別図-16 大洲海域



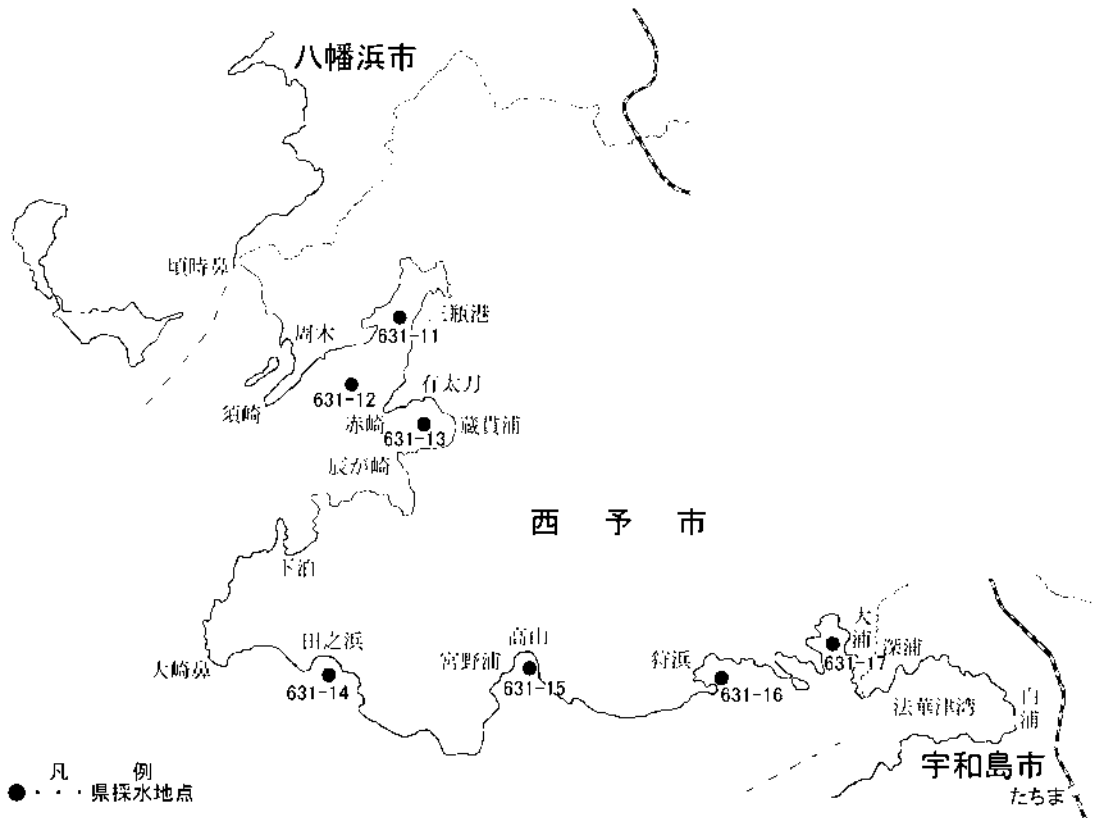
別図-17 伊方海域



別図-18 八幡浜海域



別図-19 西予海域



別図-20 宇和島海域



別図-21 愛南海域



資料 3-12 平成27年度地下水の水質調査結果

ア 継続監視調査（定期モニタリング調査）

○調査項目：砒素（環境基準：0.01mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/ℓ)]
			砒素
今治市	1	1	0.015
上島町	1	0	
松山市	1	0	
大洲市	1	0	
宇和島市	1	0	
合計	5	1	0.015

○調査項目：有機塩素系

テトラクロロエチレン（環境基準：0.01mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/ℓ)]
			テトラクロロエチレン
四国中央市	2	0	
新居浜市	3	0	
西条市	1	0	
今治市	2	0	
東温市	3	0	
松山市	3	1	0.021
伊予市	2	0	
久万高原町	1	0	
大洲市	2	0	
合計	19	1	0.021

○調査項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準：10mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/ℓ)]
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四国中央市	2	0	
西条市	1	0	
今治市	15	7	11～15
上島町	5	3	12～21
東温市	4	0	
松山市	10	5	11～24
松前町	1	0	
砥部町	2	1	20
伊予市	4	1	12
内子町	1	0	
大洲市	1	0	
伊方町	2	1	12
八幡浜市	1	1	12
宇和島市	1	0	
愛南町	1	0	
合計	51	19	11～22

イ 概況調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/ℓ)
四国中央市	1	0		
新居浜市	1	0		
西条市	2	0		
今治市	1	0		
松山市	12	0		
松前町	1	0		
西予市	2	0		
宇和島市	1	1	砒素	0.022
鬼北町	1	0		
合計	22	1		0.022

砒素（環境基準：0.01mg/ℓ以下）

資料3-13 平成28年度 水浴場の水質調査結果

名称	市町村	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜	水質判定	ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜	水質判定
寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
マリナーパーク新居浜	新居浜市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
国民休暇村瀬戸内東予	今治市	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
志島	今治市	45	1.5	>1	なし	水質A	13	1.8	>1	なし	水質A
唐子浜	今治市	100	1.4	>1	なし	水質A	11	1.7	>1	なし	水質A
大角海浜公園	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	5	1.9	>1	なし	水質A
伯方ビーチ	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
沖浦ビーチ	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
台	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
多々羅キャンプ場	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
松原	上島町	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
御三戸(河川)	久万高原町	5	1.6	>1	なし	水質A	15	1.8	>1	なし	水質A
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
長浜	大洲市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
大早津	西予市	5	1.6	>1	なし	水質A	<2	1.7	>1	なし	水質AA
須ノ川	愛南町	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
鹿島	愛南町	2	0.9	>1	なし	水質A	<2	1.3	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	15	1.2	>1	なし	水質A	56	1.3	>1	なし	水質A
鷺ヶ巣	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.2	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
長浜海岸	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	0.9	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」以上である水浴場を「水質A」、「水質B」以上である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mℓ)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mℓを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ℓを超えるもの	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mℓを超える測定値が1以上あるもの。

(2) 油膜が認められたもの。

平成27年度ゴルフ場自主水質検査結果

種別	農薬名	成分名	調査検体数	基準超過数	検出濃度 (mg/L)	排水中の濃度基準値	
殺菌剤	イカルガ35SC	チフルサミド	2	0	<0.05 0.012	0.37	
	オブテインフロアブル	ペンフルフェン	1	0	<0.001	0.53	
	クルセイダーフロアブル	テブコナゾール	2	0	<0.001	0.77	
	サブデューマックス液剤	メタラキシル	1	0	<0.058	0.58	
	芝美人フロアブル	メコナゾール	1	0	<0.001	1	
	セレンターフ顆粒水和剤	ペンシクロン	3	0	<0.14 0.006 0.002	1.4	
	センチネル顆粒水和剤	シプロコナゾール	1	0	<0.001	0.3	
	ターフトップDF	クレソキシムメチル	1	0	<0.001	9.5	
	トップバスター顆粒水和剤	チオファネートメチル メコナゾール	1	0	<0.001 <0.001	3 1	
	ブルーデンス水和剤	イプロジオン	1	0	<0.3	3	
	プロテクメートWDG	プロピネブ	1	0	<0.001	...	
	殺虫剤	スミチオン乳剤	MEP	1	0	<0.001	0.03
		アストロ乳剤	BPMC	1	0	<0.001	...
		アセルプリン	クロラントラニプロール	1	0	<0.001	6.9
ダイアジノン乳剤		ダイアジノン	1	0	<0.005	0.05	
ダイアジノン粒剤5		ダイアジノン	3	0	<0.005	0.05	
リラークDF		チオジカルブ	2	0	<0.08 <0.001	0.8 0.8	
除草剤	イデトップフロアブル	トリアジフラム	1	0	<0.01	0.23	
	アーシラン液剤	アシラム	4	0	<0.001 <0.2 <0.001 <0.01	2	
	アシュラスター液剤	アシラム	2	0	0.087 <0.001	2 2	
	イデトップフロアブル	トリアジフラム	1	0	<0.001	0.23	
	ウィーデンWDG	オキサジクロメホン	1	0	<0.01	0.24	
	ウィードロック	オリサリン	1	0	<0.01	...	
	エイゲン水和剤	ピリブチカルブ	1	0	<0.023	0.23	
	カーブSC	プロピサミド	2	0	<0.05 <0.001	0.5	
	クサブロック水和剤	プロジアミン	1	0	<0.001	1.7	
	グラメックス水和剤	シアナジン	1	0	0.012	...	
	コンクルード顆粒水和剤	フルポキサム	4	0	<0.001 0.002 <0.01 <0.001	0.21	
	シバゲンDF	フラサスルスルフロン	2	0	0.002 <0.01	0.3	
	シバッチ乳剤	s-メトラクロール	2	0	<0.001 0.004	2.5	
	ディクトラン乳剤	ジチオピル	2	0	<0.01 <0.0095	0.095	
	トリビュートOD	ホラムスルフロン	1	0	<0.001	13	
	バリケードフロアブル	プロジアミン	1	0	<0.001	1.7	
	フルハウスフロアブル	オキサジクロメホン	2	0	<0.01	0.24	
	モニュメント顆粒水和剤	トリフロキシスルフロナトリウム塩	2	0	0.01 <0.001	...	

※...は、排水中の濃度基準値が設定されていないもの。

資料3-15 水質汚濁防止法特定施設一覧表(施行令第1条 別表第1)

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ)馬房施設
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ハ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ハ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	麺類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設、(ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ)精錬機及び精錬そう、(ホ)シルケット機、(ハ)漂白機及び漂白そう、(ト)染色施設、(フ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リントー又は未精錬繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)碎木機、(ニ)蒸解施設、(ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ハ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、(ト)漂白施設、(フ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(ル)湿式繊維板成型施設、(ル)廃ガス洗浄施設

23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破碎施設、(ニ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	(イ)塩水精製施設、(ロ)電解施設
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(フ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ヌ)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ハ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸留施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、(ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(フ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ニ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸留施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、(ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、(ハ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、(フ)エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設

		設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、(j)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、(k)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(l)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(m)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、(n)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、(o)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(p)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(q)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(i)原料精製施設、(r)塩析施設
38の2	界面活性剤製造業	反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業	(i)脱酸施設、(r)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸留施設
41	香料製造業	(i)洗浄施設、(r)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(i)原料処理施設、(r)石灰づけ施設、(h)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(i)原料処理施設、(r)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸留施設
46	第28号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(i)水洗施設、(r)ろ過施設、(h)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(s)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(i)動物原料処理施設、(r)ろ過施設、(h)分離施設、(s)混合施設、(t)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(i)脱塩施設、(r)原油常圧蒸留施設、(h)脱硫施設、(s)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(t)潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加流施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	(i)洗浄施設、(r)石灰づけ施設、(h)タンニンづけ施設、(s)クロム浴施設、(t)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(i)研磨洗浄施設、(r)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(i)抄造施設、(r)成型機、(h)水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業	(i)水洗式破碎施設、(r)水洗式分別施設、(h)酸処理施設、(s)脱水施設
59	砕石業	(i)水洗式破碎施設、(r)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設

61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延施設、(ニ)焼入れ施設、(ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設等施設のうち、浄水施設	(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66 の 2		エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗濯施設、(ハ)入浴施設
66 の 4	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が 500m ² 未満を除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が 360m ² 未満を除く。）
66 の 6	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 420m ² 未満を除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が 630m ² 未満を除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 1,500m ² 未満を除く。）
67	洗濯業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（病床数が 300 以上の病院）	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	中央卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が 800m ² 未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72		し尿処理施設（500 人以下を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設(施行令第 3 条の 2)		政令で指定された地域において、特定施設となる施設。 （201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）